

平成20年度九州総合通信局重点施策

1 2011年アナログ停波に向けた地上テレビ放送のデジタル化の推進

完全デジタル化まで残すところ後3年。2011年7月24日までのアナログ停波に向け、地上デジタルテレビ中継局の整備、難視聴対策等送信側の環境整備を確実に実施するとともに、共同受信施設(辺地共聴・都市受信障害共聴・ビル共聴)のデジタル化対応の促進を中心として受信側の環境整備を強力に推進する。また、視聴者の増大等に対応し、関係者が連携の上、受信相談体制の強化と適切な情報提供を強力に実施する。

(1) 放送エリアの拡大と難視聴対策の推進

中継局ロードマップに基づく中継局の計画的整備、国の支援事業を活用した条件不利地域での中継局の整備を促進する。また、新たなデジタル難視聴について自治体とも連携しその対策を推進する。

(2) ケーブルテレビのデジタル化の促進とその普及

国の支援事業等を活用しケーブルテレビの整備やデジタル化を促進し、地域情報通信基盤の整備とともに、地上デジタル放送の受信環境の向上を図る。また、ケーブルテレビにおける地上デジタル放送の再送信の円滑化を図る。

(3) 共聴施設のデジタル化の促進

辺地共聴施設については、国の支援事業を活用しデジタル化改修を強力に促進するとともに、都市受信障害共聴施設及び集合住宅等ビル共聴施設については、周知・啓発の徹底により、早期のデジタル化改修を促進する。

(4) 受信相談体制の強化と周知・広報の徹底

受信エリアの拡大、視聴者の増大に対し、きめ細かな対応が可能となるよう関係者が連携の上、「地域相談・対策センター(仮称)」(10月を目途に設置)を中核として受信相談体制の強化を図る。また、アナログ停波、共聴改修の徹底、更には悪徳商法、詐欺等による被害を防止するための周知・広報など適切な情報提供を強力に実施する。

2 ブロードバンド等の未整備地域の解消

ブロードバンドや携帯電話は、中山間地、離島などの条件不利地域等を中心に存在するデジタル・ディバイド(情報通信格差)の是正が喫緊の課題となっている。

2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域の解消、及び携帯電話の不感地帯の解消を目指し、自治体、電気通信事業者など関係者と連携しつつ、その整備促進を図る。

(1) ブロードバンド・ゼロ地域の解消

デジタル・ディバイド解消戦略会議の成果を踏まえ、各県で開催するブロードバンド整備促進会議等により、県、市町村及び電気通信事業者と連携し、各県のロードマップに沿ったゼロ地域の解消を図る。また、地域情報通信基盤整備推進交付金、地域イントラネット基盤施設整備事業(補助金)などを活用するとともに、無線(無線LAN、地域WiMAX等)を活用した整備促進を図る。

(2) 携帯電話不感地帯の解消

無線システム普及支援事業(新スキーム)の活用及び今年度の実用化予定のフェムトセル等の利活用により、条件不利地域等における携帯電話のエリア拡大を支援する。

3 魅力ある地域をつくるICT利活用、高度化の促進

地域ICT利活用モデル構築事業を活用した地域情報化の推進などブロードバンドの利活用や地上デジタルテレビ放送等による地域情報の提供、公的サービスへの活用等を促進するとともに、防災行政無線の整備・高度化など地域の実情に応じた電波利用を促進し、魅力ある地域づくりや地域の活性化に資する。

(1) ブロードバンドの利活用の促進

ブロードバンドに関する理解を深めるため、地域住民を対象にした講演会等を開催する。また、その利活用の促進を図るため、地域ICT利活用モデル構築事業を活用した地域情報化の推進、ICT(情報通信技術)分野の高度な知識を有する人材の育成などを行い、ブロードバンドの普及に資する。

(2) ICTによる地域コミュニティの形成・活性化への貢献

地域の社会・経済・文化の発展に資するため、デジタル化に伴い多チャンネル化・多機能化など地域メディアとしての利用が広がった地上デジタルテレビ放送等による地域情報の提供や公的サービスへの活用等を促進する。また、住民相互の助け合いなどの地域コミュニティ活動や地域の活性化のため、自治会等の無線システムについて無線の有効利用や普及・促進を図る。

(3) 地域の実情に応じた電波利用の促進

九州の地域特性に適した電波利用技術の調査検討や防災行政無線の整備・高度化の促進、漁業の安心・安全に寄与する海岸局のネットワーク化の支援な

ど地域の実情に応じた電波利用の促進を図る。

4 安心・安全なICT利用環境の整備

携帯電話、インターネット等を誰もが安心・安全に利用できるよう啓発等を実施するとともに、重要無線通信妨害の迅速な排除など電波利用環境の向上に努め、安心・安全なユビキタスネット社会の実現に資する。

(1) 誰もが安心して使えるICT利用環境の整備

携帯電話、インターネット等の安心・安全な利用に関する啓発を行う「e-ネットキャラバン」を引き続き実施するとともに、電気通信サービスモニター会議の開催など情報通信に関する消費者行政の充実を図る。また、情報セキュリティ対策の推進や個人情報の適切な取扱いの確保を図るため、電気通信事業者等を対象とした講演会等を実施する。

(2) 電波の混信・妨害対策や電磁環境の保護

安心して利用できる電波利用環境の確保を図るため、航空機、船舶、消防等で使用される重要無線通信をはじめ無線通信への混信等の迅速な排除や電波利用ルールの周知・啓発とルール違反に対する摘発等を推進する。また、電波についての正しい知識と理解を深めるための講演会等を実施する。

5 産学官連携の推進による地域活力の向上

経済団体や企業、大学、研究機関等との連携を一層深め、九州のICT分野における研究開発力強化、地域課題への対応などにより地域活力の向上を図る。

(1) 産学官連携の一層の推進

地元経済団体等との連携施策の一層の推進、九州地域ICT産学官連携ポータルサイト(QRiPs)による情報共有の促進などにより産学官連携を強化する。

(2) 地域ニーズに応えるICTの研究開発等の推進

次世代高度ネットワーク(JGN2plus)の活用促進や戦略的情報通信研究開発推進制度等による研究開発を推進し、九州におけるICT分野の研究開発力の強化や研究者の育成を行うとともに、地域連携に係る調査研究を行う。

(3) 信書便事業への新規参入の促進

信書便事業説明会を各地で開催するなど制度の一層の周知に努め、事業者の参入を促進し、利用者の利便性の向上や地域の活性化に資する。